

熊本市水とみどりの森づくり税 ～第3期（平成27～31年度）の取り組みを紹介します～

熊本市では平成17年度から「熊本市水とみどりの森づくり税」（年間個人500円、法人千円～4万円）を活用し、水を蓄え、災害を防止するなどの森林の公益的機能の向上を図り、森林を元気な姿にするための取り組みを展開しています。今後も、皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 水源かん養機能などを発揮するための森林づくり

- ◆針広混交林化や、着実な植林対策
手入れの行き届いていない人工林の強度間伐を実施、水源地域などの上流域を対象にした植林の実施
- ◆森林所有者に対する森林整備の働きかけ
森林の境界を明確化、森林情報の提供
- ◆耕作放棄地の森林化推進
非農地化した耕作放棄地への植林など

2 森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成

- ◆森林を守り育てる地域リーダーの育成
地域を牽引する指導林家や青年林業士、林業研究グループなどの「人づくり」を支援
- ◆住民団体や子ども達を対象とした森づくり活動
住民団体が主体で植林や間伐活動を実施
- ◆森林と楽しむ活動
保育園などへ机・椅子の導入助成、学校林での森林体験学習の実施など

3 森林や木材を活かした地域・景観づくり

- ◆森林や木材を活用した農山村の地域づくり
県産木材製品を活用した地域づくりへの支援
- ◆森林や里山の維持に支障を及ぼすシカへの対策
シカネットの設置や捕獲による適正密度への誘導
- ◆漁業者などが実施する流木除去などの川上から川下に至るまでの地域づくり
漁業者などが実施する流木除去など

問い合わせ先 総合支所 農林振興課 林務係 ☎0968・34・3111（内線725）
熊本市農林水産政策課 ☎096・333・2422

農地パトロール（農地利用状況調査）を実施します

農業委員会では、年に一度、農地法に基づき農地の利用状況調査を行うことになっており、農業委員が、緑の帽子を被り身分証を携帯して、10月頃まで市内の農地を巡回・調査します。

また、農地やあぜの草刈りが十分なされていないなどの苦情が多数、農業委員会に寄せられています。

雑草が生い茂った状態を放置すると、耕作を再開することが困難になるだけでなく、病虫害発生の原因や有害鳥獣のすみかになり、周囲の農地や人家への被害が生じるおそれがあります。

農地をお持ちの人や耕作をされている人は、定期的に草刈りや耕うんを行うなど、適切な管理にご協力をお願いします。



問い合わせ先 総合支所 農業委員会事務局 ☎0968・34・3111（内線780・781）

町税の納付は、便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、便利・確実・安心な支払方法です。

- ・便利です…納期ごとに金融機関などへお出かけいただく手間がなくなります。
- ・確実です…うっかり納め忘れることがなくなります。
- ・安心です…納税のために現金を持ち歩く必要がなくなります。



町税を納付書から納めている人は、便利な口座振替の手続きをしましょう。

申込手続きの方法

取扱い金融機関の町内各支店・支所、もしくは本庁税務住民課、総合支所住民課に備え付けの『口座振替依頼書』に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

口座振替取扱い金融機関	・肥後銀行 ・熊本銀行 ・玉名農業協同組合 ・郵便局（ゆうちょ銀行）
手続きに必要なもの	・通帳（口座番号を確認できるもの） ・通帳の届出印



※毎月10日までに手続きをされますと、翌月から振替ができます。11日以降の手続きになりますと振替は翌々月からになります。

（例）《平成29年度》
8月 1日～10日の手続き ➡ 10月 2日（月）納期限分より振替
8月11日～31日の手続き ➡ 10月31日（火）納期限分より振替

- ※口座名義人と納税義務者が異なる場合でも振替できます。
（例）夫名義の口座から、納税義務者が妻である固定資産税を振り替える
- ※固定資産税で、共有名義がある場合、もれなく記入してください。
（例）和水太郎 他〇名（和水太郎 他〇名 の共有の場合）
熊本一郎・花子 （共有者2名での所有の場合）

※口座振替申込みは、税の種類ごとに手続きが必要です。》



問い合わせ先 本庁 税務住民課 収税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線754）

犬・猫などのペットは責任を持って飼養しましょう

犬・猫を飼う場合、飼い主はその最期まで飼養するのが義務です。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、まず、新たな飼い主を探してください。

1 飼い犬、飼い猫の引き取り

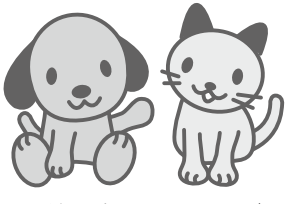
- 犬・猫を飼えなくなった場合は、親戚・知人、動物愛護団体への相談や、新聞・情報誌での譲渡呼びかけなど、譲渡の努力をしてください。それでも譲渡先が見つからない場合はやむを得ない事情と認め、引き取りを行うことがあります。詳しくは、有明保健所にご相談ください。
- また次の場合は、やむを得ない事情と認められないため、保健所では原則引き取りを行いません。
- ①動物取扱業者から引き取りを依頼された場合
 - ②繰り返し引き取りを依頼された場合
 - ③繁殖制限指導に応じない場合
 - ④犬・猫の高齢化や病気を理由とする場合
 - ⑤犬・猫の飼養が困難と認められない場合
 - ⑥新たな飼い主を探す取り組みをしていない場合

2 飼い主がわからない犬（野犬を含む）

狂犬病予防法に基づき、保健所が捕獲・収容します。

3 飼い主がわからない猫（野良猫を含む）

- 保健所では、捕獲・引き取りを行いません。
- ①自活できる猫の引き取りはできません。元の場所に返してください。
 - ②迷惑猫は追い払い、侵入防止の対策を行ってください。猫は心地がいい環境を好みます。（エサがある・寝床がある・雨風をしのげる・外敵がいらないなど）
 - ③飼い主不明の親猫が敷地内に産んだ子猫を見つけた場合、子猫は親元に返してください。人目があると猫は移動します。この習性を利用して移動させましょう。
 - ④エサを与えた場合、飼い猫とみなします。責任を持って最期まで飼養しましょう。



問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111
有明保健所 ☎0968・72・2184